

# 『1596年、エドモンド・スペンサー氏により ユードクサスとアイリニアスの対話の形で 書かれたるアイルランドの状況管見』(9) (承前)

水 野 眞 理 訳

## はじめに

ここに訳出したものは、英詩人エドモンド・スペンサー (Edmund Spenser) によるアイルランド植民論 *A View of the State of Ireland* の一部 (98-106) である。これに先立つ部分は8回に分けて雑誌『英文学評論』および『文学と評論』に発表した。(水野 2002、2004、2008、2009、2010、2011a、2011b、2013) 今回訳出した部分は、主に連帯責任制の導入に関する提案と、アングロ・アイリッシュ貴族に対する非難である。

翻訳の底本として使用した版は、ファクシミリ版の James Ware, ed., *Two Histories of Ireland* (Dublin, 1633) に含まれる *A View of the State of Ireland, Written dialogue-wise betweene Eudoxus and Irenaeus, By Edmund Spenser Esq. in the yeare 1596.* である。その活字や句読点を Hadfield と Maley がモダナイズした Blackwell 社版 (1997)、および Huntington Library 所蔵の Elsmere MS に基づく集注版 (1949) も参照した。

ここでウェア編の 1633 年版について述べておきたい。原稿は 1596 年ごろに書かれ、1598 年 4 月 14 日出版業者のマシュー・ラウンズによって書籍出版業組合に提出されたが、何らかの事情で出版の日の目を見ることのないままになっていた。その間、原稿は手稿の形で回覧されていたらしく、21 種の手稿

が現存する<sup>1</sup>。なぜこの原稿が30年以上も出版されなかったのか、またなぜ1633年にウェア<sup>2</sup>という人物によってこれが編集・印刷・出版されたのかについては、議論は決着を見ていない。この原稿がイングランド政府のアイルランド政策を暴露するものとして、またはその提案があまりに過激であるとして、検閲にかかって出版をさしとめられた、とする説が多い中、ハドフィールド(Andrew Hadfield)は、検閲の可能性を否定はしないが、その他に、(1)スペンサーの死亡によるもの、(2)出版業者のラウンズの意図を、スペンサーのその他の作品出版を一手に手がけたボンソンビーが挫いた可能性を論じている。

印刷に付された初版は、編者ウェアが「序」で述べているところによれば、アーマーの大司教で歴史家でもあったジェイムズ・アシャー James Ussher (1581-1656)の所蔵になる手稿に基づいている。この手稿は、アシャーの死後、他の蔵書とともにクロムウェルの命でダブリンのトリニティ・コレジに移管され、現在に至っている。(Gottfried 517) ウェアはこの手稿に含まれるスペンサーの過激な表現や個人攻撃の部分を削除したり別の表現に置き換えたりして、より「穏便」な形にして出版した。そして、これを着任間もないアイルランド総督トマス・ウェントワース<sup>3</sup>に献呈している。ウェントワースはチャールズ

1 Brink (96) および Fowler (314) は22種としている。

2 James Ware (1594-1632) ダブリン生まれ。父親はアイルランド総督フィッツウィリアムの秘書としてアイルランドに渡り、アイルランド議会議員。1626年最初の著作である『キャシエルとトゥアムの大主教の伝記』*Archiepiscoporum Casselensium et Tuamensium Vitae* を出版、1633年スペンサーの『管見』を含む『アイルランド二史』を編纂。1634年彼自身もアイルランド議会議員となって政治に関わり、内戦期にはアイルランドのカトリック勢力の側に立ったため、ロンドン塔への投獄も経験する。王政復古後ダブリンに戻り議員職に復帰、アイルランド史関連のラテン語著作を多く残している。それらは18世紀にハリス(Walter Harris 1686-1761)によって英訳され、*The Whole Works of Sir James Ware Concerning Ireland* 二巻(1739)として出版されている。

3 Sir Thomas Wentworth (1593-1641) ストラフォード伯。容赦なきアイルランド総督(1633-34)として、アイルランドから国王チャールズ一世のために可能な

一世の側近であり、王のためにアイルランド総督としてこの島からできるだけ  
の収入を得ようとして過酷な政策をとったと言われる。スペンサーが本書で提  
案するアイルランド統治の種々の策がウェントワースの関心に訴えるとウェア  
が考えた可能性が高い。

ウェアは本書を出版するにあたり、ウェントワースへの献辞と、「序」を付  
し、本書の最後に、スペンサーの『妖精の女王』(*The Faerie Queene*) からア  
イルランドに関連する詩行を引用している<sup>4</sup>。ここで注意したいことは、本書が  
単独で本の形になったのではなかったということである。全体のタイトルは  
*Two Histories of Ireland: The one written by Edmund Campion, the other by*  
*Meredith Hanmer Dr of divinity*とあり、そこにはスペンサーの『管見』への言  
及がない。『アイルランド二史』、とはカンピオンの『アイルランド史』  
*Historie of Ireland* およびハンマーの『アイルランド年代記』*Chronicle of*  
*Ireland* を指している。前者は、ホリンシェドの『年代記』中のアイルランド  
の部分に利用されているが、独立して出版されたことはない。後者も以前に出  
版されたことはなく、今回が初版である。カンピオン (1540-81) はカトリッ  
クのイエズス会士で国教会勢力の追っ手を逃れながら 1569-71 年にはアイルラ  
ンドに滞在して『アイルランド史』を書き、のち 1581 年反逆罪で処刑されて  
いる。一方ハンマー (1543-1604) は国教会の聖職者で、論争家・歴史家・翻  
訳家としても知られ、カンピオンの処刑の年に、パンフレット『カンピオン氏  
の空自慢と挑戦を M. H. [メレディス・ハンマー] が論駁す』(*The Great*  
*Bragge and Challenge of M. Champion ... confuted and answered by M. H., London,*

---

、限りの収益を上げることに務め、カトリックとプロテスタントを対抗させて  
ニュー・イングリッシュによるアイルランド支配確立を狙った。敵であるアイルラ  
ンド人からの長期議会 (1640-60) への不服申し立ての後告発を受け、1641 年処刑  
された (HM)。彼がアイルランドから収益を上げようとした目的はチャールズ一  
世が議会に対抗するための資金力の増大であった (Clarke 242)。

4 本訳稿の最初にウェアによる献辞と序を入れた。

1581)を出している。それぞれカトリックと国教会に属するこの犬猿の仲の二人のアイルランド史を並べて出版することにウェアがどのような意味を込めたのかは、稿を改めて考察したい。

拙稿の底本である Da Capo Press 社の English Experience シリーズのファクシミリ版はケンブリッジ大学キングズ・コレジ所蔵の書物から作られている。ここでは、カンピオンとハンマーのアイルランド史にはさまれる形で真ん中に『管見』が置かれていて、奇異な感じを受ける。しかし、オンライン・データベース EEBO (Early English Books Online) で見ることができるハンティントン図書館蔵の二冊においては、『管見』は二つのアイルランド史のあとに付随的に所収されている。本来の形がどちらであったのか断定はできないが、ハンティントン図書館に同じ配列順序のものが二冊あることを考えると、そちらが本来の形であると推測できるのではないだろうか。ページ番号はカンピオン、スペンサー、ハンマーの著作それぞれが独立して振られており、もともと別の書物として出版されるはずであったものが合本の形になったと想像される。このあたりに関するウェアの意図も、機会をあらためて考察したい。

なお、『管見』の翻訳にあたっては内容によって小見出しを付け、長いパラグラフは適宜改行を施した。対話文中の丸かっこは原文からそのまま用いているが、角かっこは訳者が補った語句であることを示す。原文がラテン語の部分は、訳文中で漢字と片仮名を用いて表記した。注の中で、1633年初版の編集者ウェアによるものは、本文中に角かっこで [W 原注] として示した。脚注のなかで (V) は集注版によるもの、(HM) は Blackwell 社版によるもの、それ以外は訳者の注であることを示す。

(献辞)

アイルランド総督

北部監察院長官

および

国王陛下の最も栄誉ある枢密院顧問官

トーマス

ウェントワース子爵閣下

に捧ぐ

閣下

神聖なる記憶を留められる先王<sup>5</sup>の御世の初めより、神慮によりこの王国<sup>6</sup>が享受してきました幸福なる平和の意味は、これらの穏やかな日々をそれ以前の争乱に明け暮れる嵐の時代、またその時代に付きまっております(色々な)不幸と比べますれば、一層深く胸に沁みるのでございます<sup>7</sup>。それらの不幸がスペンサー氏の手でくまなく、まざまざと描き出され、そこにはそれらの原因と対策——その大部分は改革の素晴らしい基礎なのですが——も添えられてございます。こういったことがスペンサー氏に期待できるのは、この王国における彼の長きに渡る滞在と経験に鑑みてのことです。それらの点からも、ま

5 スチュアート朝初代のジェームズ一世(1603-25)。

6 「この王国」とはイングランド王が王位を兼務するアイルランドを指す。

7 スペンサーが本書の原稿を書いたエリザベス朝後期には、アイルランド北部アルスターを本拠とするオニール一族に追随したアイルランド人のイングランド政府に対する九年戦争が続行中であった。1603年エリザベス女王の死去とほぼ同時にそれが終息し、本書がウェアの手で編集、出版されたチャールズ一世時代の1633年には、アイルランドは比較的平穏な状態を保っていた。

た歴史と政治に関して（ここに献呈いたします）この文集<sup>8</sup>が裨益いたしますところのさまざまな点からも、私はこの文集を自信を持って閣下に献じますとともに、閣下におかれましてはこの文集をご嘉納いただきますよう、小生、伏してお願い奉ります。

閣下のかわらぬ僕

ジェイムズ・ウェア

## 序

この土地〔アイルランド〕の古えと現状を知るのにこれらの文集がどれほど貢献しうるのは、それは適切な読者ご自身で判断されるにおまかせしよう。しかし、エドモンド・スペンサー氏および彼の作品そのものに関してどうしても触れておかなければならないことがある。そうしないと、世の中でこれほど称揚されている彼の価値に対し、私が侮辱を与えていると見えかねないからである。彼はロンドンで、古い名門の家柄に生まれ<sup>9</sup>、ケンブリッジ大学で教育を受け、そこでの年月を無駄にすることなく過ごした（このことは彼の後の仕事の成果が示すとおりである）。その後彼は勇名に恥じぬ統治者、アイルランド総督、ウィルトンのアーサー・グレイ卿<sup>10</sup>の秘書となり、まもなく女王陛下への奉仕

---

8 ここでウェアが「文集」(collection)と呼んでいるのは、『管見』を含む『アイルランド二史』全体を指すと考えられる。

9 スペンサーは、自らの家柄をオルソープのスペンサー家（故ダイアナ妃 1961-91の家柄）につながるものとしているが、後世にはそのことは疑問視されている。

10 グレイ卿 Arthur, Lord Grey De Wilton (1536-93) はアイルランド総督 (1580-82)。アイルランド人のイングランド政府に対する反抗の鎮圧に努め、1580年デズモンドの乱の中ディンゲル半島尖端のスメリックの黄金砦において、降伏したアイルランド人・イタリア人 600 名を殺戮したかどで非難を浴びて本国に召還され、1593年に死去した。彼の在任中スペンサーはその秘書を務め、本書においてグレ

の見返りとしてエリザベス女王陛下よりコーク州に3000エーカーの土地を与えられた。そこで彼はかの秀逸なる詩『妖精の女王』の後半を完成したのだが、それはその直後、彼が自分に先立ってイングランドに遣わした召し使いの混乱と不手際から不幸にも失われてしまった。スペンサーはその時、(キャムデンの言葉によれば)「住処ヲ追ワレ、財産ヲ奪ワレタ。」[W注：『イングランド・アイルランド年代記』729ページ1625年版<sup>11</sup>彼は1599年(誤って1598年とする説もある)、イングランドに戻ってまもなくウェストミンスターで亡くなった。彼は生前の希望に従いウェストミンスターの共住聖職者団聖堂内で<sup>12</sup>、彼が敬意をもって模倣したチョーサーの近くに埋葬され<sup>13</sup>、(費用はエセックス伯ロバート<sup>14</sup>の負担で)そこには次のような墓碑銘が作られた。

ココ チョーサーノ傍ニスペンサー眠ル、ソノ能力ニ於イテチョーサーニ最モ近く、墓ニ於イテモ最モ近くニ。

---

イを擁護している。

- 11 William Camden, *Annles rerum gestarum angliae et hiberniae regnante Elizabetha*. キャムデン『エリザベス朝イングランド・アイルランド年代記』は1558-88年を扱う第一部と1589-1603年を扱う第二部からなり、それぞれ初版は1615年と1625年。ウェアの引用は1598年の記述中、スペンサーが反乱によってコーク郊外の居城を焼かれた事件に触れた部分である。
- 12 共住聖職者団聖堂 (collegiate church) とは聖堂参事会 (chapter) の管理する主教座のない教会で、ここではウェストミンスター・アビーを指す。
- 13 ウェストミンスター寺院の南翼廊に、現在ポエツ・コーナーと呼ばれる一角があり、イングランドの有名な詩人・作家が埋葬されている。官僚であったチョーサーが最初に埋葬され、その後スペンサーが埋葬されたことから、詩人が埋葬される伝統が始まったとされる。
- 14 第二代エセックス伯ロバート・ドゥヴルー (1566-1601)。廷臣・軍人・アイルランド総督 (Lord Lieutenant) (1599-1600) 一般にスペンサーの最後のパトロンと見なされている。アイルランドにおけるヒュー・オニール討伐に失敗し、エリザベス女王に叛旗を翻したため1601年処刑された。(HM)

詩人ノ中ノ詩人スペンサーヨ、汝ハココニ詩人チョーサーニ近ク埋葬サルモ、ソノ詩ニオイテハ墓ヨリ一層チョーサーニ近シ。

汝ノ生前 英詩ハ活力溢レ自ラヲ寿ギシガ、汝亡キ今 英詩ハ死ニ瀕シ死ヲ恐ル。

ここに出版する彼の作品に関して [W原注 いとも尊き教父アーマー大司教ジェイムズ・アシャー蔵書より] それは彼の学識と深い判断力の十分な証左ではあるが、ところどころもう少し穏便であれば、と願う。彼が本稿を書いた時代の問題や不幸を考えれば、彼の過激さも幾分無理からぬところと言えなくもない。もし彼が長生きして今という時代を、またこの30年間の平和がこの島にもたらした遵法精神と商業、農業、秩序、そして学問へのよい影響を見たならば、彼もいくつかの特定の家系に対する悪口、あるいはアイルランド人全体に対する悪口を述べていると見えるような箇所を削除したことであろう、と確信できる。というのは、「今や我ラハ堅ク結バレシーツノ国民」<sup>15</sup> だと真に言うことができる。アイルランド人の末裔を敵性アイルランド人と見なし、またそう呼び、イングランド人の末裔に彼らとの通交を禁じた古の法令<sup>16</sup> が、永遠の神聖な記憶に残る故ジェイムズ先王の御世に、正当な大儀に基づき議会の法案により廃止されたからである。[W原注 アイルランド法全集ダブリン版1621年の項427ページを見よ]

アイルランド人の言語と慣習の起源や、アイルランド島の処々への人間の定

15 この一句はキャムデンの『ブリタンニア』のスコットランドの章冒頭近くに出てくる。

16 1366年、イングランド系住民のゲール化（「墮落」）を阻止する目的で、彼らにアイルランド人との通婚・里子の交換、ゲールの慣習、服装、言語の使用、アイルランド人によるイングランド人所有地への放牧を禁じた35条よりなるキルケニー法が発布された。その後もたびたび再発布されたが、効果がなかったため、1613年に廃止された。



住に関する彼の根拠（その大半は推測の域を出ないが）は読み物としても面白く、また著者が正しい判断力の持ち主であることの証左である。それらよりチャード・クレア<sup>17</sup>の『アイルランド語論』と比較することでさらに確度が高まるであろう。後者はいまだに原作者による手稿の形でしか存在せず、物語の伝統に強く傾いた作り話の要素が混じっているものの、その他の点では注目に値する。

悪弊と悪習の改革のために著者が抱いている全体的な見通しに関しては、このことだけは言えるであろう。すなわち、エリザベス女王の御世やそれ以前に数多の書き手が同様の主題に労を費やしてきたが、——たとえば『民の安寧』と題する書<sup>18</sup>の著者 [W原注 エドワード四世の第一王位期の人] やその後の [アイルランド] 財務府長官で後に民事裁判所最高判事となったパトリック・

---

17 Richard Creagh (?-1586) リムリック生まれのカトリック聖職者。アーマールの大司教 (1564-67)。叛乱者シェイン・オニールと対立し、イングランド女王への忠誠を誓ったが、カトリックの信仰の故にロンドン塔で獄死した。データベース Early English Books Online で見る限り『アイルランド語論』は印刷・出版されてはいないので、手稿の形で回覧されたものと考えられる。

18 *Salus populi* を冠した書物がイングランドで印刷・出版されるのは『管見』より後、共和制期から王政復古期の 1648-89 年にかけてであり、9 冊の書物が確認できる。例えば、議会派が王党派を攻撃して出版した匿名パンフレット *Salus Populi solus Rex* (『民ノ安寧コソ唯一ノ主権』) (1648)、P. シオフィラス (Theophilus) によるパンフレット *Salus Populi, desperately ill of a languishing consumption: the causes discovered, the cure discoursed* (『熱病に罹って絶望的に病む民の安寧：その原因を明らかにし療法を論ずる』) (1648) など。本書の出版以前にこのタイトルの書物があったとすれば、印刷に付されなかったものであると考えられる。おそらく、ホリンシェド (Raphael Holinshed) が年代記の第二巻『アイルランド』で次のように触れている人物のことであろう。「パンダー (Pander) は、熱心に祖国 [アイルランド] の改革に心血を注ぎ、『民の安寧』と題する政治の本を書いた」(63) いずれもキケロが『法律』*De Legibus* 第三巻で示したモットー “*Salus populi suprema lex esto*” 「民ノ安寧コソ最高ノ法タレ」に想を得ている。

フィン格拉斯 [W原注 ヘンリー八世時代の人]<sup>19</sup> など——誰一人として本書でスペンサーがなした改革への優れた基礎固めに叶う者はいない（二、三の箇所を除いては）。本書の第4部<sup>20</sup>が印刷されるまでは注をつけるつもりはなかったのだが、私はいくつかの傍注をつけておいた。（「序」ここまで）

（『管見』本文 承前）

ユードクサス 君の意図はわかった。しかし、このように強力に君の意図する改革に向けて歩を進めた暁には、アイルランド人はすっかり鼻柱を折られ従順になって彼らは与えられたいかなる命令にも従うだろうし、そうするにちがいない、とすればぜひその改革の中身を知りたいものだ。というのは、この話の初めに君は、現状のアイルランド統治、および法律、慣習、宗教に存在する害悪と悪習の全てをどうやって矯正するかを示す、と約束していたからね<sup>21</sup>。中でも僕がまず知りたいのは、それらの法律に替えて新たな法律を導入しようというのか、という点だ。というのは、ここまでの話ではどうやら、君は思い通りにことを運べそうだから。

19 Sir Patrick Finglas (? - 1537) 1520年代にアイルランドの改革に関する書物『アイルランドの獲得とその衰退』*A Breviate of the getting of Ireland and the Decay of the same, written by Patrick Finglass, at first Chief Baron, and afterwards Chief Justice in the Reign of K. Henry VIII.* を著した。この書はのちに Walter Harris, ed., *Hibernica: or, Some Antient Pieces Relating to Ireland.* (1757) に所収される。

20 本書 the Booke とは、スペンサーの『管見』のみでなく、エドモンド・カンピオンによる『アイルランド史』とメレディス・ハンマーおよびヘンリー・マールボロによる『アイルランド年代記』を加えて一冊の書物『アイルランド二史』としたものを指すと思われる。それらの文書の全てにウェアは余白注を付している。第4部がどこを指すのかは不明である。

21 この対話の冒頭近くで、ユードクサスからアイリニアスに、アイルランドの害悪を話し、その上で解決策を話すよう求めている。（水野 2002, 40）

アイリニアス ユードクサス、よくぞ君は僕らの最初の計画を覚えていて、話の流れを正しく繋いでくれたね。それなら、最初の話題は法律だったから、法律の話をしよう<sup>22</sup>。法律を全面改正して新しくすることも君主の権力の範囲内ではあるが、それは適切なこととは思えない。というのは、そうすることによって、アイルランド在住のイングランド人、これから入植させるイングランド人、およびアイルランド人のすべてに、大変な面倒と混乱をもたらすことになるだろうからだ。というのも、これまでずっとイングランド式の統治法に馴らされてきたイングランド人がそれ以外の統治法に慣れることはまずないだろうし、イングランド人をアイルランド式の統治法に引き寄せるよりは、アイルランド人をイングランド式の統治法に引き寄せるほうがうまくいくだろう。従って、今すぐ法律を人々に適合させるというわけにはいかないのだから、国家を創設するときにはそうすべきであるように人々のほうを適合させて法律に当てはめるほうが、うまくいくと思われる。だから、我々が解決する法律は、慣習法も制定法も、ともに、現行の法律と同様のものにしておいて、僕らが最初に取り上げた慣習法の欠陥と制定法の不都合な点は、僕らより思慮深い方々が熟慮して、アイルランド議会で承認された法令や命令によって修正されるのがよい——たとえば、刑事訴訟裁判や、二者間の個人の権利争いや、欺瞞的譲渡、従犯<sup>23</sup>に冠する法律などはね<sup>24</sup>。

ユードクサス しかし、どうやって議会<sup>25</sup>でそれを修正できるというんだい？

22 慣習法、制定法についてはそれぞれ水野 2004, 156-71、水野 2004, 171-79 を見よ。

23 従犯 accessory とは、犯罪の教唆、幫助などを指す。

24 法律、法令、命令はそれぞれ law, act, ordinance の訳語。法律は一般的な用語であるが、法令は国王、貴族院・庶民院の三者による承認を成立の条件とする。命令は国王が国会の両院のうち一つないし二つの承認を得ることなく制定した法を指す。

25 イングランドの議会は 1265 年シモン・ド・モンフォール (Simon de Montfort, 6th Earl of Leicester, 1208-65) が貴族、州代表の騎士、自治都市代表住民を召集したことをもって、その始まりとされる。14 世紀半ばまでには、貴族院 (上院) と庶民院 (下院) の二院制が成立し、現在に至っている。貴族院は、高位聖職者であ

(君が言ったように) 議会で力を振るうアイルランド人は法律の修正に反対の立場をとるだろうし。

アイリニアス それは今や回避できるはずだ。というのは、多数のイングランド人の自由土地保有権者たちがアイルランドに根を張った暁には、彼らは都市選出議員および、州選出議員などに選出されるような親イングランドのアイルランド人と力を合わせて、それ以外の勢力に立ち向かって拮抗するだろうから。敵も今や以前より畏れをなして、彼ら自身とアイルランド全体の利益となるような命令なら、何でも服従するだろう。

ユードクサス なるほど。確かに自由土地保有者数を増やせば、彼ら [イングランド人議員] も大いに増大するだろう。しかし、議員全員がアイルランド人で構成されている貴族院では、どうやって法案を通過させるのか？

---

ゝる「聖職貴族 (Lord spiritual)」と一般の貴族である「世俗貴族 (Lord temporal)」からなる。庶民院は、各自治都市 (Borough) から2名ずつ選出された都市選出議員 (Burgess) と、各州 (Shire) の在地の自由土地保有者で年収40シリング以上の者 (1429年以降) から2名ずつ選出された州選出議員によって構成された。

イングランド王が太守 (Lord of Ireland) をもって任じた中世アイルランドでも、エドワード一世 (在位 1272-1307) 時代の1297年に税に関する法案を承認することを目的としてイングランド議会に準じて議会が創設され、1800年の連合王国成立まで続いた。アイルランド議会を構成したのはイングランド王の臣下である貴族・高位聖職者とイングランド王への納税者である都市住民であり、別の税体系を持つゲール系の大領主は議会に招集されなかった。1534年、キルデア伯の反乱が鎮圧されたのち、それまでアングロ・アイリッシュの大貴族が務めたアイルランド総督はイングランドから派遣されるようになった。また同年、イングランド王ヘンリー八世はローマ教会と袂を分けて英国国教会の首長、アイルランド王を称し、アイルランドへの支配を強化した。これら一連の事件を契機としてアイルランド議会は、次第に、アングロ・アイリッシュの利益を代表する場となり、イングランド政府の法案に種々の戦術で抵抗するようになった。アイルランド議会の権限を制限したポイニングズ法の停止法案をめぐる議会と王権の攻防に関しては Edwards and Moody 421-24 を見よ。アイルランド総督ペロー (John Perrot 在任 1584-88) と議会との対立に関しては Lennon 204-205 を見よ。

アイリニアス いやいや、そのことも前例に従ってちゃんと是正できるさ。僕が聞いたのは、同様の事例でエドワード三世<sup>26</sup>が、聖職議員たちによってあまりに頑強に抵抗され、妨害されたときにとった策なんだ。(僕の記憶では) 当時貴族院には、大修道院長<sup>27</sup>その他の聖職者が議員となっていたために、聖職議員が数も力も多すぎて、その頑強さのために、王は自らの望むように王命を発したり改革したりできなかった。そこで、一計を案じて拔群の勢力と信用のあるジェントリーたちに詔書を送り、彼らに男爵の称号を与え、次の会期の議会に男爵として参加するよう求めたのだ<sup>28</sup>。このやり方によって、エドワード三世は、聖職者とその味方を圧倒するのに十分な数の男爵を議会に置くことができた。ただし、聞くところによるとこの男爵たちは、後に卿と呼ばれることはなく、あくまで准男爵であって<sup>29</sup>、現在にいたるまでその称号を保っている家もある。女王陛下もこれと同様の策で、まっとうな議事進行を片っ端から妨害するアイルランドの反抗的な貴族どもを抑制し、遮ることがおできになるだろう。

ユードクサス それは君が最初に指摘した不適切な制定法の全面改訂、悪しき慣習の矯正、そして最後にアイルランドに正しい宗教を確立することのいずれにも適用できそうだから、思うに、君は一度述べてくれたことや思い出すべきことの詳細を繰り返してくれる必要はないだろう。それはすべてこのような議

26 Edward III (在位 1327-1377) プランタジネット朝の王。百年戦争 (1337-1453) の初期および第二期 (1369-) に財政難による重税によって議会と対立した。

27 イングランドの場合、聖職貴族を構成するのはカンタベリーとヨークの大主教 archbishop、および London, Durham, Winchester を初めとする 24 名の上級主教 bishop である。

28 1340 年代のイングランドの貴族院における男爵の数は 30-56 名であった。1342 年に、議会ではなく枢密院に異常に多い 96 名もの男爵が召集されるという事態があり、スペンサーはこれを議会でのできごとと誤解している可能性がある。(V)

29 男爵 baron は卿 Lord と呼ばれる貴族 peer の最下位にあり、准男爵 (baronet) は貴族とは見なされず Sir と呼ばれる。

会の改革にゆだねればよい。そうすればアイルランド総督と評議会とで配慮してそれらはすべて修正される。だからここでは、全体的な改革と、君のいうところの体制——それによれば、全ての住民が、武力で脅されたり厳罰によって手荒に没収されたりせずとも、金輪際ずっとその本分を守るようになるはずだ——の導入に話を進めてくれるがいい。

### (連帯責任体制導入の提案)

アイリニアス 君の願いどおりにしよう。(思うに) それには、アイルランドに現在あり、またこれまでもずっとあった悪に悩まされてきた国々を例にして描くのが一番だろう。まず僕らの国イングランドは、年代記や昔の書き手の記述から明らかなように、強盗や無法者にずいぶんと悩まされてきた。そいつらは森や防御の固い場所に潜んでいて、街道や時には小さな村にも現れては人々から強奪するのが常だった。その対策として、アルレッド王、またの名をアルドレッド王<sup>30</sup> はイングランドを州に分割し、シャー（州）をハンドレッド（郡）に、ハンドレッドをレイスないしはワペンテイクに、ワペンテイクをタイジング（十戸組）に分割し、10 タイジングで1ハンドレッド、5 タイジングでレイスまたはワペンテイクを構成するようにした<sup>31</sup>。タイジングの中では、

30 アルフレッド大王（King Alfred）のこと。在位 871-99。アングロサクソン時代の七王国中のウェセックス王。

31 アイリニアスによる行政単位の記述は正確ではない。shire（州）はアングロサクソン時代の慣習法による地方行政単位。「ノルマン人の征服」以降、フランス語起源のカウンティと改称されて1894年まで存続した。hundred（郡）はshireの下位の行政の単位で、当初はおよそ100ハイドに100世帯が住み、行政、裁判、軍事の責任者たるハンドレッドマンと呼ばれる長が置かれた。構成員の男子は郡会で郡内の問題を議論し、また裁判を持った。

9世紀後半のデイン人の侵攻に伴って成立した北部のデインロウ州（ヨークシャー、ダービシャー、レスタシャー、ノーサンプトンシャー、ノッティンガム

相互に責任を負い、その中の最年長ないしは最優秀な住人がタイジングマンとかボースホルダーと呼ばれた<sup>32</sup>。つまり、長老が住人全体の保証人となったわけだ。こうして、もし住人の誰かが不服従な行動に走ったら、ボースホルダーがその者を連行する義務を負った。それは、まずタイジングの住人全体と合流して、その逃走犯を連行するまで、草の根を搔き分けても追ったのだ。もしタイジングがそれに失敗した場合、そのタイジングを含むレイス全体がそのタイジングのために罪を問われ、またレイスがそれに失敗した場合は、そのレイスを含むハンドレッド全体が問責されたのだ。さらにハンドレッドが失敗した場合、そのときは州がただちに集結して、法律に従わないその反逆者を見つけ出すまで休むことなく探したのだ。この点で、どうやらあのサクソンの善王はエトロがモーゼに授けた助言を踏襲したらしいのだ。エトロは、人々をハンドレッドに分け、彼らを管理すべく長（おさ）と信頼ある賢人を上に据えて、モーゼの負担を減らすように勧めたのだ<sup>33</sup>。また、（君も知ってのとおり）ロム

---

、シャー、レストシャー、ラトランド) では、hundredの代わりにスカンディナヴィア起源のwapentake (ワペンテイク) が行政単位であった。wapentakeの中には、1086年の土地調査簿ドゥームズデイ・ブックの頃にhundredに移行したのもあった。スペンサーの綴りwapentackは中世の発音を保つものと考えられる。

ケント州のみ6世紀に渡来したジユート人の伝統に従い、州を6つの行政単位のlathe (レイス) すなわち大郡に分け、大郡が3ないし4のhundredに分けられた。サセックス州の大郡はrapeと呼ばれた。

tithing (十戸組) はhundred (郡) の10分の1を意味する下位区分。起源はデンマーク、ノルウェー、イングランド王を兼ねたカヌート (Canute, Knut 在位1016-35) の時代に遡る。構成員は12歳以上の男子であり、長はタイジングマン。タイジングをなす10戸は相互に連帯責任 (フランクプレッジ) に縛られ、域内の犯罪者を捕えて差し出す義務に違反すればtithing全体に罰金がかけられた。

32 タイジングマン tithingman、ボースホルダー borsholder はともに tithing の長。bors は連帯責任の意。

33 出エジプト記 18.21-22 は、モーゼの義父エトロが、モーゼが一人で裁判をする負担が大きすぎるとして、次のような助言を行った、としている。「…すべての民のうちから、有能な人で、神を恐れ、誠実で不義の利を憎む人を選び、それを民の

ルスもローマ人を部族に分け、部族を百人隊ないしハンドレッドに分けた<sup>34</sup>。この法令によりアルフレッド王は（それまで問題山積みであった）イングランドを、静穏な状態に落ち着かせ、その結果、一人でも悪者が反抗すればそいつは自分の属するタイジングの面々とボースホルダー——犯人の隣人や近い縁者であるためにそいつの手口を知り尽くしており、そいつの生活を真近くに見ているから——によってたちまち拘束されるようになった。こういう制度が（もしアイルランドでも守られたら）イングランドでそれがもたらした効果と同じ効果を持つだろうし、アイルランド全住民を義務と服従の枠にはめるだろう。

ユードクサス それは、君が前に言ったことと矛盾するよ。だって、（僕の記憶が正しければ）君はイングランドとアイルランドの間には大きな違いがあるから、一方に適した法律は他方には適しない、と言ったじゃないか<sup>35</sup>。それなのに、なぜ君はイングランドからアイルランドへ基本制度を移植しようという

---

ゝ上に立てて、千人の長、百人の長、五十人の長、十人の長としなさい。平素は彼らに民をさばかせ、大事件はすべてあなたの所に持ってこさせ、小事件はすべて彼らにさばかせなさい。こうしてあなたを身軽にし、あなたと共に彼らに、荷を負わせなさい。」

34 ロムルスの時代のローマの部族 (tribe) とは、ラテン人、サピニ人、エトルリア人の三つである。ロムルスは双子の兄弟レムスとともにローマの伝説的な初代の王。紀元前8世紀ごろに想定され、彼らからさらに15代遡るとアエネアスに至るとされる。リウィウスによればロムルスはサピニ人と和睦してローマを安定させると、人口を三十の選挙区 (curia) に分け、騎士階級からなる三つの百人隊 (centuria) を創設したという (I, xiii)。しかし、リウィウスは、部族 (tribus) という語を、伝説の6代目の王セルウィウス（前6世紀に想定）の時代の記述に初めて用いており (I, xviii)、ロムルスの時代の記述には用いていない。いずれにしても伝説の王に関する記述であるため、歴史上それらの制度が確立された時期を特定することは困難である。なお、後に tribus は部族から、地区、選挙区と訳されるような集団にその意味を変え、紀元前3世紀にはその数も35に増大した。

35 水野 2002, 46.



のだ？

アイリニアス この法律はノルマン人征服者によってではなく、イングランドが現在のアイルランドによく似た状態であった時代にサクソンの王によって作られたものなんだ。その頃のイングランドは（前にも言ったが）盗賊や無法者に随分悩まされていた。その頃は、現在のアイルランド同様、イングランドじゅうがロビンフッド<sup>36</sup>だらけで、奴らは森を我が物とし、通行者や住民から強奪してはイングランド中を困らせていたのだ。だから、このしきたりがアイルランドにうまく適合して、賊どもを震え上がらせることができるんじゃないかと思うわけだ。

ユードクサス じゃあ、君の言うように平民をタイジング（十戸組）に組織して、ボースホルダーを長に据えるとしても、ジェントルマン<sup>37</sup>たちにはどうするつもりだい？ 同様のやり方を採るつもりなのか？

アイリニアス ああ、もちろんだ、この点は特に、だ。というのも、ぜひ理解してほしいのだが、アイルランド人は、ウェールズ人に劣らず、ほぼ全員が自分をジェントルマンだと称して憚らないのだ。というのは、もしアイルランド人が自分の家系を遡って氏族の長に行き着く場合、（彼らは吟遊詩人によってその道に通じていて、大概のアイルランド人は行き着くのだが、）自分はジェントルマンだと主張し、それを根拠として働いたり、重労働をしたりすることを軽蔑し、そういうことは百姓か農奴のすることだというのだ。ところが

36 無法者をロビン・フッドと呼ぶのは、スペンサーの創意ではなく、当時の慣習であったと思われる。ケアリ手稿の1597年の項目にも、無法者の比喩としてのロビン・フッドが用いられている。(Cal. Carew MSS. 3.227)

37 gentleman 中世末期から近世にかけて、広義にはジェントリーと同義、狭義にはその中の一階層を指した。ジェントリーは世襲貴族 (peer) とヨーマン (yeoman) の中間の階級で、准男爵 (baronet)、騎士 (knight)、スクワイア (squire)、ジェントルマンを含み、肉体労働でなく土地収入で生活でき、地方行政に参加した。テューダー朝以降、庶民院議員として国政にも関わった。

それでいて、自分は少年馬丁やどこかのカーン（軽装歩兵）の従者となって、武芸を覚え、（彼らが考えるところの）ジェントルマンらしい泥棒稼業を身につける。だから、もしジェントルマン、もしくは富裕なヨーマン<sup>38</sup>に子供がある場合、その中の長子はまともに暮らせるとしても、あとの子供は皆、自分で遣り繰りする事になり、こういう稼業に身を落とすのだ。しかも、アイルランド人の紳士の息子たちの間でよくある慣習なのだが、自分で武器を使えるようになるが早いのか、身の回りに3、4人の浮浪者やカーンを集めて、そいつらと国じゅうをあちらこちらとさ迷い、肉だけを食って、しまいに差し出された何か良からぬ機会を掴んで、そのことが一旦知れ渡ると、それからは勇気のある「ひとかど」の男と見なされるようになる。そして、たちまち自分とよく似た若いはぐれ者を集め、そいつらがまた彼を煽って、たちまち大それた叛乱へと向かわせる。そしてこれはアイルランドのジェントルマンの息子たちの間ばかりでなく、貴族、とりわけ庶子を持つ貴族の息子たちの間でも起こっているのだ。というのも、貴族たちは庶子を認知することを恥とも思わないばかりか、誇りにさえし、自分で手を下すところを見られたくないような隠密の仕事をさせている。たとえば、敵に損害を与える、隣人の財産を掠める、自分の意志に従わない反抗的な借地人を圧迫したり叩きのめしたり、といったことをね<sup>39</sup>。

38 yeoman 中世末期に台頭し、ジェントルマンと零細農（peasant）の中間に位置する独立自営農民。年収40シリング超の自由土地保有農を中心とする。

39 Elsmere MSではここに次の文があったが、初版の編集者ウェアによって削除された。「ロウチ卿の二人の庶子が今やマンスターに跋扈しているのだが、ロウチ卿は彼らを可愛がるばかりか、密かに支援して自分の借地人に紛れ込ませて夜な夜な物資を送っている。もう一人はデズモンドのクランケア伯で、その他各地にたくさんいる。」ロウチ卿（Maurice Roche, 6th Vicount Roche of Fermoy, ?-1600）はアイルランド南部におけるスペンサーの隣人で、スペンサーは彼との間に、領地の境界や家畜を盗った盗られたの争いを長く続けていた。1597年に枢密院で行われた現状報告の中で、ロウチ卿の庶子たちは「ロビン・フッド」と呼ばれている（Cal. Carew MSS. 3.227）。クランケア伯ドネル・マカーシー・モール（Donnell

ユードクサス ということは、アイルランド人を頭数でタイジングに編成するという法令は、紳士階級のみならず、貴族にもびったり、ということのようだね。僕は、貴族というものは高貴な心の持ち主で、こんな風に忠誠に縛られる必要などないはずだと思ってきた。貴族は貴族以外の者が不服従にならぬよう制御するものであって、自らが服従へと強制されるものではないと思ってきたのに。

アイリニアス ところがどっこい、そうなんだ、ユードクサス。しかし、貴族のタイジングはあまり多くないために、貴族はタイジングに編成できないし、また貴族のタイジングを管理するボースホルダーを置いても適性がないばかりでなく、それまでよりも強大な力をタイジングに与えてしまう、あるいは一つの貴族を十の貴族の指揮官としてしまう危険がある。だから僕は、貴族からは保証人を取って、相互に責任を取らせ、もし誰かが道はずしたら、その者の保証人が、連帯保証を守るためにその者を連行するか、その者の代わりに「お勤め」をするのがよい、と思う。さらに、アイルランドの貴族全員に（これまでなされていないことだが、）爵位の創設時に女王陛下にも忠誠を誓わせたいと思っている。そうすればこの誓いが彼らを大いに縛ることになるだろうし、それに違反すれば従来よりすばやく報いを受けることになる。神も偽誓を厳しく罰せられるからね。実際、エドワード二世<sup>40</sup>の時代にも、（随分荒れていた）ヘンリー七世<sup>41</sup>の時代にも、全ての貴族とジェントルマンの上層部から王に対し、聖物に手を置いて忠誠が誓われた。その必要性は現代でもいささか

---

◁McCarthy Mór, Earl of Clancare, ?-1597) は13代デズモンド伯の息女と結婚し、1565年克蘭ケア伯を授けられるが、1597年、イングランドへの忠誠を破棄して伯を返上した。彼には三人の庶子があり、そのうち一人が男子であった。

40 リチャード二世（在位137-1400）の誤り（HM）

41 [W原注 この儀式はヘンリー七世の特別な任命によりサー・リチャード・エッジコムによって達成されたものである。彼が1488年6月27日にキンセイルに上陸してから7月30日までの彼の任務を詳しくしるした日誌が今も存在する。]

も減っていない。というのは、貴族たちの多くが良からぬ意図から密かに別の方向へと忠誠を誓い、それによって聖餐を受けて〔カトリックの〕僧侶に服従を誓い、君主への忠誠や国家への愛よりもそちらのほうが自分を強く縛るものだと考えているのだから。

ユードクサス 平民をタイジングに組織し、貴族とジェントルマン階級からは保証人を取る、という考えはおおいに結構。ただそれは、とても面倒だろうね。平民の全てを登録し、貴族と紳士階級に身分の低い者を全て引き受けさせる、というのでもよいのではないか？ というのは、住民の誰かが反乱を起こせば、貴族やジェントルマン階級が彼らをもっともよく連行できるだろうだから。

アイリニアス ユードクサス、住民を貴族やジェントルマン階級の者に登録させるというこのやり方はこれまでずっと行われてきて、彼らの間では普通に行われている体制なんだが、史上考案された最悪の体制だ。というのは、住民を登録するこのやり方によって、下層の者たちは全て領主の支配下に置かれ、領主たちが何をやらかすにも従わざるを得なくなるからだ。だからぜひ分ってほしいのだが、アイルランドでしばしば見られる反乱はすべて平民が始めたものではなくて、貴族や地方の指揮官がうぬぼれや政府に対する意地っ張りな頑迷さから始めたもので、上の者がその第一歩を踏み出すときには必ず、支配下の住民や手下どもを引き込むのだ。下の者は自分が彼らに登録され引き受けてもらっているから、従う義務があると考え。だから、イングランドではたとえ貴族がいかによからぬ企みを持っていようが、平民がその領地に住んでいてもその平民に対して命令権がないものだから、こういう悪しき事例が少ないのだ<sup>42</sup>。なぜならイングランドでは一人一人が自立しており、自分の信念と堅い

42 中世からエリザベス朝にかけてのイングランドの土地制度は封建制を基本としたが、それによれば、国王のみが唯一の土地所有者であり、国王から直接に土地を授封されて保有する臣下は、さらにそれを自らの臣下に封じて保有させる、ということが何層にも行われた。この制度下では、人々は自らの主君には仕える義務を有したが、直接の臣下でないものは臣下とは見なされないため、主君の主君には仕える

確信に基づいて財産を築いているからだ。この頭数によってタイジングを編成するやりかたが、そういう気風をアイルランドにも生み出すだろう。というのは、このやり方によって住民は小さな流れのように細切れに分断され、容易には一人の首領のもとに結集することができなくなるからね。そしてこれこそがアイルランド統治で念頭に置いておくべき点なのだ。つまり、集まって大きな勢力となったり、有力者のもとにくっついたりすることを妨げておくことだ。ユードクサス それでも僕には、どうやってアイルランドの貴族に大きな損害を与えずにこの計画が実現できるのか、理解できないよ。というのも、この地を最初に征服したとき、王が貴族たちにそれらの大領地や領主権を与えたのは、貴族たちが配下に多数の家来や土地保有者を率いることでアイルランド人よりも強い勢力を持つためだった。土地保有者たちは、領主に忠誠を誓い、種々の奉仕をすることで土地を保有していた。彼らは（国王に発する権原によって）領主に対して義務を負い、あらゆる軍役奉仕には領主に従って出征しなければならない。よく耳にするのだが、アイルランド総督が何らかの総攻撃<sup>43</sup>を行うときには、貴族たちは、イングランド国王の国璽つき勅許状を振りかざして、軍勢を率いる権利を主張してきた。だから国王代理／総督は貴族たちが軍勢の指揮をとることを拒否できず、もし拒否すれば、貴族たちは臣下の者たちの誰

---

、義務がなく、中央集権的ではなかった。例えば、貴族が土地をジェントルマンに保有させ、そのジェントルマンがさらに下層の農民に保有させた場合、農民は貴族に対し服従の義務がなかった。

43 総攻撃 (general hosting) hosting の語源は host (多数、軍勢)。国王代理が、敵とみなすアイルランドの族長に対し、大軍で攻撃をかけること、またその際に兵を招集すること (Ellis 117)。各地に軍を駐屯させておくことと費用がかさむため、臨時に徴兵することによってアイルランド勢力を叩くことを目的とした。スペンサーはここに先立つ箇所ではアイリニアスの口を借りて駐屯軍の必要性を主張し、ここでは徴兵による攻撃を批判している (水野 2013)。作家でもあったリッチ (Barnaby Rich c1540-1617) も *A Pathway to the Military Practice* (1587) において同様の批判を行っている。

一人として総攻撃に参加することがないように仕組むのだと。

アイリニアス 確かに君のいうとおりだ。だが、そういう認可をした結果どうなるか知りたいかい？ これらの貴族たちが自らの手中の家来を率いて総攻撃に馳せ参ずるときには、その見返りとして、自分の領地1プラウランドあたり40シリングかそれ以上を着服し、中にはそれで700～800ポンド以上を懐に入れる者や、それよりはるかに多くを懐に入れるものがあることを僕は知っている。そしてそれを使って、あちこちから大勢の浮浪カーンを集めて、それらを伴って参戦するが、兵たちには国から与えられた、あるいは押し付けられた軍事費の中から一文の給金も払わず<sup>44</sup>、地元で現地調達させ、出身地の全住民から収奪させるのだ。だから人々も軍に奉仕するとか雇われるという口実ほどよい儲け口はないわけだ、それによってとんでもない搾取ができて、敵さえそれ以上ひどい搾取ができないほどだから。それにまた、人々はしばしば敵に寝返ることもある。

ユードクスス こういう認可の本来の意図は、アイルランド人に対抗するためであったのに、今やそれが女王陛下ご自身に対抗するものとして使われているようだね。しかし、このことに対して、どのような手が打てるだろうか。土地と領主権を与えられている貴族たちの神経を逆なでせずに、国王による認可をどうやって回避できるだろうか。

アイリニアス もちろん方法は十分にあるさ。というのは、それらの貴族の大半は、イングランド国王から領地を与えられた最初の認可以来、領地の大半を血縁のものに相続させてきた。どの領主も、自分たちが気前よく国王から与えられたのと同様に、本拠としている一、二の城を息子の中でも若い者に生前贈与し、それ以外の城も他の息子たちに贈与して、さらにそれ以外の城は売り、また買ったりする。それは最初の下付時になかったものなのに、そうやって自分の手中に収めて、そこから本来下付された土地と同様に、ありとあらゆる奉

---

44 エリザベス朝期のアイルランドにおける軍の運営については、Bradyを見よ。

仕を強制的に搾り取る、そうだ、例えばコイニー、リヴァリー、ソレホン<sup>45</sup>、などといった横暴な取立てをして、それによって自分の領地の貧しい隷属的保有農や自由保有農たちから収奪して完全に破滅させてしまう。小作人や保有農たちのほうも無知から保有の条件を知らなかったり、新しい領主の力が強大なために抗えなかったりする。そうだ、彼らと同程度に強大な地方の領主たちさえも、今では強制的に彼らの配下に置かれ、その臣下とされてしまっているのだ。例えばコーク州の海岸近くのアランデル家<sup>46</sup>は、昔は大領主であり、確かな記録に見えるように年間3500ポンドもの出費ができたのに、今やバリー卿<sup>47</sup>の臣下となりさがって本来女王陛下に捧げるべき奉仕をバリー卿に捧げている。こういう事態を改革するために、女王陛下の国璽による任命状が認められたらと思うよ。マンスターの古い地方評議会の議事録に記録されているのを見たことがあるのだが、ウィリアム・ドゥルアリー卿<sup>48</sup>の時代に、特に信用と判

45 [W原注] コイニーとリヴァリーの意味するところは既に説明されている。ソレホンは自由保有農に対して課せられる税で、一年を四分割した各期に何日かずつ、カーンとギャロウグラスと騎兵に食糧と宿泊を提供し、何がしかの俸給を支払うことを求めたもの。

これらの取立てについては、本書の冒頭にちかいところでアイリニアスが、アイルランドの悪習の例として触れている。

46 アランデル家 (Arundells) は1066年のノルマン・コンクエスタの後に大陸からイングランドに渡りサセックスに定住して勢力を誇った。一部がアイルランドに渡り、13世紀末にロバート・ド・アランデルがコーク州南西部のクロナキルティ近くのイボーンの検死官であったという記録がある。付近にアランデルミルズと呼ばれる家が今も存在し、アランデル家の人が居住する。

47 バリー家 (Barries) は1169年ウェイルズから来寇したノルマン系貴族ロバート・ド・バリーに遡る。ロバートの兄弟のギラルドゥス・カンブレンシスも同行し、『アイルランド地誌』、『アイルランド征服史』を残している。バリー家は土着のゲール文化に同化してゲール風に自らをバリモア (Barry Mor) などと称し、コーク州北東部に一大勢力を持った。

48 ドゥルアリー卿 (Sir William Drury) は1576-78年にマンスターの州長官、1578-79年にアイルランドの臨時総督 Lord Justice を務めた。(HM) これはスペンサー

断力のある人々に宛てて、全アイルランドの調査をする任命状が送られている。まず一つの州から始めて、その州の状況が完全に把握されるまで時間をとって、判断力があり十分な権限を持つ陪審の評決によって、住人個々の土地保有の形態、すなわち各人が誰からいかなる条件で土地を保有しているのかを明確にさせ、各人がいかなる権利を有し、いかなる奉仕によってその土地を保有しているのか、それは直属受封によるものか、勤奉仕保有によるものか、騎士奉仕によるものか、その他いかなる奉仕によるものかを各人が明確に示すことが認められなければならない。そうして初めて、まずあれらのイングランド系大貴族がいかに大きな奉仕を要求しているか、いかなる領地を彼らが横領しているか、女王陛下に属する後見権<sup>49</sup>を彼らがいかに横取りしているか、女王陛下のいかなる土地を彼らが秘匿しているか、が白日のもとに曝されるであろう。その上で、アイルランドの地方の指揮官がどれほど女王陛下の自由保有農と隷属的保有農の権利を侵害し、どれほど彼らの保有条件をイングランド式の保有からアイルランド式のタニスト制<sup>50</sup>に読み替えて、当然女王陛下のものであるその正当な権利例えば後見権、占有引渡し、婚姻権、移転許可料<sup>51</sup>その他あわせて年

---

ゝがアイルランドに渡る1580年のわずか数年前のことである。

49 後見権 (wardship) 封建制下で領主は受封者の死亡時にその相続人が未成年であった場合、その相続人の身柄と財産の後見人となり、その財産の収益を得る権利 (後見権) を持った。イングランド国王も貴族に対する後見人となり、後見権によって多額の収入を得た。1645年ピューリタン革命中の長期議会において廃止された。

50 タニスト制 (tanistry) アイルランド、スコットランド、マン島などゲール文化地域では伝統的に、支配者の生前に一族の中で勢力、人格の優れたものを後継者 (tánaiste トーニスタ) と決めておき、支配者の急死・資格喪失に備えた。土地の相続ではイングランド人の持ち込もうとする封建制での長子相続という概念と、(嫡子、庶子に関わらず) 息子の中で土地を分けるアイルランド固有の男子均分相続制度との間にしばしば軋轢が生じた。スペンサーはタニスト制とアイルランドの相続制を混同している。

51 婚姻権 (marriage) 封建制下で領主は受封者の死亡時にその相続人が未成年で



40,000ポンド<sup>52</sup>にのぼる多くの利益を陛下から詐取しているか、一つの州で知られることから推定して全アイルランドについて請合うよ。

ユードクサス しかしアイリニアス、これは危険な任務になりそうだし、全アイルランド人に反乱を起こさせることになりそうだよ。アイルランド人は自分が保有している土地のすべてについて、証明となるようなものは剣の他に何も持っていないことを分っているから、黙って土地を取り上げられるのを許すぐらいなら、剣を抜くことを選ぶだろうからね。

アイリニアス 彼らの土地を取り上げたり、彼らに限界までの奉仕を強制したりしようというのではない。ただ、植民地弁務官の判断によって次のことは彼らに周知されなければならない。すなわち、極端な手法を用いることは女王陛下の御意になく、ただ、事態をイングランド法の秩序に服させること、彼らに保有させるのは陛下の所有にかかる土地であること、そして陛下に対する奉仕——それらは古えには陛下のものであったのに今や彼らがそれらの土地から着服しているわけだが——を正しく陛下に対して行わせること、が陛下の御意であることをね。また、彼らは土地から追い出されることはなく、彼らの土地に付帯する不動産権や保有権を女王陛下から新たに与えられて、これまで違法

---

ゝあった場合、その相続人の結婚相手を選定する権利（婚姻権）を持った。原則的には領主の選んだ相手を拒否することはできず、もし拒否した場合は領主が相続人に罰金を要求することができた。

占有引渡し（livery）国王の被後見人が成年に達するに伴い、国王に受封地の返還を求める引渡し請求を後見・引渡し請求裁判所（court of wards）に提出した。

移転許可料（fine for/on alienation）封建制下で、土地保有者は領主との関係を解消する場合、その領主から得ていた封土権を無償で手放すのが原則であったが、領主に移転許可料を納めて他人に移転することもありえた。イングランドでは中世に移転許可料は廃止されたが、1660年まで国王を領主とする場合にのみその制度が残存した。従って、Spenserの当時、移転許可料は国王に属する権利であったとすることができる。

52 Elsmere MS では60000ポンドとなっている。

に占拠してきたものを、それ以降、正当な権利として保有することになるのだ、ということ。ただし、僕の望みを言うと、アイルランド全土のどこかに、その他の土地を牽制できるように女王陛下の意のままになる土地を保留しておいて、アイルランド人をイングランド人住民やその慣習と交わらせたいのだ<sup>53</sup>。そうすれば、アイルランド人のことや、その動向もよく分るし、もしアイルランド人の間で何らかの計画や陰謀が近々に行われようとするなら、必ず、何らかの手段でそれを察知できて未然に防ぐことができるだろうから。

### (アングロ・アイリッシュ貴族への非難)

ユードクサス このやり方なら、もともと自分たちのものでなくて絶対的に女王陛下のものであるものを、これほど公平な条件で自分たちに与えられたのだから、アイルランド系もイングランド系貴族も、損害を受けたとか、酷く扱われたなどとは思はずがな。なにしろアイルランド系もイングランド系貴族もともに分相応以上の土地を安堵され、また、女王陛下もご自身の権利であるものをすっかり詐取されることもない、という意味で公平な条件だね。というのは、絶対的にご自身のものであるものを、条件付きで持たれるというのは、君主の示される大変な恩恵だからだ。かくして、アイルランド人も十分に満足するだろうし、かつてイングランド王から土地の保有権を与えられてきた大貴族たちに関しては、彼らがアイルランド人を防御し、代々の王たちとその臣民の権利を保護するだろうと考えられるからなのだ。

ところが、大貴族たちは君主の臣民を保護するどころか、彼らから強奪・略奪している。そしてアイルランド人勢力を防ぐどころか、自分に封じられた土

---

53 本書の前半部でアイリニアスは、イングランド人がアイルランド人と接触することから生じたゲール化の弊害を述べている。ここはその思想とは矛盾している。  
(V) (水野 2009, 15-21)

地にアイルランド人を保有民として入れ、イングランド人を追い出している。そればかりか、彼らの中にはアイルランド人と通婚したり、里子<sup>54</sup>の交換をしたり、アイルランド人と手を組んで女王陛下に楯突いたりして純アイルランド人になる者もあるのだ。そんな場合、彼らに下封した土地や特権を取り消すか、少なくとも当初彼らに与えられた時点の目的どおりに戻すこと以外に理に叶ったことがあるだろう？ というのは、僕の考えでは、イングランド系貴族のほうが野蛮なアイルランド人より一層厳しく罰せられて矯正されるべきなのだ。アイルランド人は当初は確かにずいぶん野蛮だったけれども、いまではずっと文明化されてきた。それに比べて、イングランド系貴族のほうは、文明から野蛮になりさがり純アイルランド人になってしまっている。

アイリニアス ユードクサス、まさに君の言うとおりに、彼らのほうがアイルランド人よりも厳しい矯正が必要だ。というのは彼らのほうがアイルランド人よりも頑固で法と行政に対して不従順だから<sup>55</sup>。

---

54 ケルト文化圏に属する前近代のアイルランド、スコットランド、ウェイルズでは未成年の子供を同族内で里子として預ける習慣 (fosterage) があった。子供は死や犯罪などの特別な事由がない限り、結婚年齢 (女子は 14 歳、男子は 17 歳) まで里親に養育された。里親には養育費が支払われたため、里子を預けることは恩恵を与えることでもあった。この制度は同族内の紐帯を強める役割を果たしていた。(Ginnell 215-18) いわゆるオールド・イングリッシュ、すなわち中世にイングランドからわたってきた貴族の中には、アイルランド氏族との間で里子の交換を行い、ゲール化するものもあった。例えば、キルデア伯がアイルランド人義兄弟の死を大いに悼んだことがモリスンに記録されている。(Morrison 50) イングランド人とアイルランド人の間の里子の交換、通婚は 1366 年のキルケニー法 (Statutes of Kilkenny) を初めとするたびたびの法令によって禁じられていたが、禁止は功を奏しなかった。この書の前半でアイリニアスはイングランド系貴族がゲール語を話すようになるという「汚染」の原因の一つとして里子制度を挙げている。(水野 2008, 20)

55 本訳稿の底本であるウェア編の初版では削除されているが、Elsmere MS ではここに次の記述がある。そこにはオールド・イングリッシュ (中世にアイルランドに入ってきて土着化したイングランド系貴族) がニュー・イングッシュ (チューダー

ユードクサス アイリニアス、まったく、こんなことはこれまで聞いたことがない、かの地のイングランド人でアイルランド人より悪い者がいるなんて。いやはや、かの国が人の性質を変えてしまうやり方のなんとはいかことか！<sup>56</sup> イングランド枢密院は、かの地を改革したりイングランド人を入植させたりするのは、結局イングランド人がアイルランド人同様不従順になり、アイルラン

---

ゝ朝の植民政策でアイルランドに流入したイングランド人)の入植を不当なものと考え、イングランドから派遣される総督の職がかつてのように彼らに与えられるべきだとする根拠が説明されている。ニュー・イングリッシュの一人であるスペンサーの視点からの記述とはいえ、チューダー朝・ステュアート朝政府を悩ませたオールド・イングリッシュの論理を代弁することになるものとして、ウェアはこれを削除したと考えられる：

「アイリニアス (続き) [イングランド系貴族は] 日々アイルランドへ送り込まれるイングランド人よりずっと悪意に満ちている。

ユードクサス まさかそんなことが？ いったいどうしてそんなことが起こるのか？ 原因はなんだろうか？

アイリニアス そこだよ、彼らの言い分では、アイルランドの土地は最初に彼らの先祖によって征服されたのだから正当な権利によって彼らのものであり、そこへ新興イングランド人が入ってきて彼らを侵害しているというのだ。新興イングランド人のことを彼らはラ・サ・ボナと呼んでいるが、それは英語で言うなら、犬を格付けするときに貶めて使う言葉なのだ。昔は（彼らが礼儀正しく腐敗していなかった頃だが）先祖の中にアイルランド総督や最高法官を務めたものもある、ということ根拠として、同じ権威が自分たちにも与えられ、アイルランドの統治責任が自分たちの手に残されるべきだと彼らは考えているのだ。ところが、今や昔と異なる扱いを受け、自分たちに（先祖が受けていたような）信頼が置かれていないのを見て、彼らは自分たちが大いに侮辱され不名誉を蒙ったと考えて、不満と不従順の塊になっている。」

56 12世紀ノルマン系イングランド人の侵入とともにアイルランドを訪れたギラルドゥス・カンブレンシスが、その『アイルランド地誌』第3部24章において、アイルランドの影響力を指摘し、イングランド人がアイルランド人と混住することによって「汚染」される危険を強調している。(Cambrensis 77)『管見』のこのあとの部分でユードクサスが示す「影響の不安」はギラルドゥス以来の伝統的なものである。

ド人以上に危険なものとなるから、賢明な策ではないと考えていると聞いたことがあるが、(僕の見るところ) 無理からぬところだね。実際エドワード二世<sup>57</sup>の時代のレイシー家<sup>58</sup>の例を君も話してくれていたが、彼らは本来の君主への忠誠をかなぐり捨てて、エドワード・ル・ブルース<sup>59</sup>に寝返り、彼をアイルランド王にしたのだから。

アイリニアス いつの世にも悪い奴はいるさ。でも君の言う、アイルランドは改革すべきでない、というイングランド枢密院の意向については、僕は彼らが全く誤っていると思う。というのも、彼らの怠りない警戒と熱意溢れる努力がその逆こそ真であると証明していからだ。人の作法まで変えてしまうのは決してアイルランド固有の性質ではなくて、逆に、人の悪しき心がそうさせるのだ。そういう連中は、本国では義務と服従の厳しい規律のもとで育てられ、厳罰によって粗暴な行動をしないよう常に制御されてきても、アイルランドへ来たとたん、そこで法の適用が緩く自分がこれまで馴染んできた厳しい規制も緩んだのを見て、自らも自堕落になり、義務に対してもいい加減になる。そして、そもそも自由を好むのが人間の性だから、彼らはほとんどん奔放になり、ありとあらゆる放埒をやっつてのけ、コネと交友関係を持ちとしてどんなアイルラ

57 Edward II (1284-1327 在位 1307-27) プランタジネット朝第6代のイングランド王。在位中にスコットランドでロバート・ル・ブルースが挙兵、これを鎮圧しようとして大敗を喫し、ロバートはスコットランド王ロバート一世に即位した。

58 De Lacy ド・レイシー家は12世紀中ごろノルマン王朝によるアイルランド征服に伴ってアイルランドに封土を与えられたイングランド貴族。アイルランド中央部のミースを中心に広大な領地を持ち、本拠トリムに城を持った。1315年エドワード・ル・ブルースがアイルランド中部まで侵攻してくると、ウォルター・ド・レイシーは直前にイングランド王家に誓った忠誠を翻してル・ブルースを手引きしたとされる。(Leland 273)

59 Edward le Bruce (c1276-1318) スコットランド王ロバート・ル・ブルースの弟。1315年にアイルランド北東部に上陸し、アルスター伯を打破、翌年アイルランド王を称するが、イングランド国王軍の勢力復活に伴い、敗北、戦死した。

ンド人でもできないほどの大胆さで法に反抗するのだ。

ユードクサス だとすれば、先ほどの君の提案は非常にまずいと思うよ。君はアイルランド人の種をイングランド人の間に撒き散らし、アイルランド人の勢力下にある土地にイングランド人を入植させて、住民をイングランド風に馴致する、というけれど。というのはアイルランド人がイングランド風に引かれるより、イングランド人がアイルランド風に引かれるほうが先だからね。というのは、君も前に言っていたが、もし流れに合流するならば、多数が少数を呑み込むだろう。だから、こういうわけでアイルランド人とイングランド人は混ぜさせるより離しておくほうがよいと僕は思う。

#### 参考文献

- Beal, Peter, ed. *Index of English Literary Manuscripts*, Vol. 1: 1450–1625. London: Bowker, 1980. Print.
- Brady, Ciaran. “The Captains’ Games: Army and Society in Elizabethan Ireland.” *A Military History of Ireland*. Eds. Thomas Bartlett and Keith Jeffery. Cambridge: Cambridge UP, 1996. 136–59. Print.
- Brink, Jean R. “Appropriating the Author of *The Faerie Queene*: The Attribution of the *View of the Present State of Ireland* and *A Brief Note of Ireland* to Edmund Spenser.” *Soundings of Things Done: Essays in Early Modern Literature in Honor of S. K. Heninger Jr.* Eds. Peter E. Medine and Joseph Wittreich. Newark: U of Delaware P, 1997. Print.
- Calendar of the Carew Manuscripts. Vol. III, 1589–1600*. Ed. J. S. Brewer and William Bullen. 1869; rpt. Nendeln, Liechtenstein: Kraus, 1974. Print.
- Camden, William. *Annales Rerum Gestarum Angliae et Hiberniae Regnante Elizabetha* (1615 and 1625) *with the annotations of Sir Francis Bacon: A hypertext critical edition*. Ed. Dana F. Sutton. Posted March 27, 2000 Revised February 1, 2001. Web. Nov. 25, 2013
- . *Britain, or a Chorographical Description of the Most flourishing Kingdomes, GREAT BRITAIN and IRELAND, and the Islands adjoining, out of the depth of Antiquities*. Tr. Philemon Holland. London: Ioyce Norton and Richard Whitaker, 1637. Print.

- Clarke, Aidan. "The Government of Wentworth, 1632-40." *A New History of Ireland*. Eds. T. W. Moody, ed al. Vol. 3. *Early Modern Ireland 1534-1691*. Oxford: OUP, 1976. 243-69. Print.
- Crawford, Jon G. *Anglicizing the Government of Ireland: The Irish Privy Council and the Expansion of Tudor Rule, 1556-1578*. Dublin: Irish Academic P, 1993. Print.
- Edwards, R. Dudley and T. W. Moody. "The History of Poyning's Law: Part I, 1494-1615." *Irish Historical Studies*. 2-8 (Sep. 1941): 415-424. Print.
- Ellis, Steven G. "The Tudors and the Origins of the Modern Irish States: A Standing Army." *A Military History of Ireland*. Eds. Thomas Bartlett and Keith Jeffery. Cambridge: Cambridge UP, 1996. 116-35. Print.
- Es, Bart van. *Spenser's Forms of History*, Oxford: OUP, 2002. Print.
- Fowler, Elizabeth. "A View of the Present State of Ireland (1596, 1633)." Chapter 17, *The Oxford Handbook of Edmund Spenser*. Ed. Richard A. McCabe. Oxford: OUP, 2010. 315-32. Print.
- Ginnell, Laurence. "Fostering." *The Brehon Laws: A Legal Handbook*. 1894. 215-18. *LibraryIreland* <http://www.libraryireland.com/> 2013.11.21 Web.
- Giraldus Cambrensis. *The Topography of Ireland*. Tr. Thomas Forester. Ed. Thomas Wright. Cambridge, Ontario: In parentheses, 2000. Web.
- Gottfried, Rudolf. "Printed Editions of the View, 1633-1934." In Appendix III to *The Works of Edmund Spenser: A Variorum Edition*. Vol. 10. Baltimore: John Hopkins, 1949. 516-24. Print.
- Hadfield, Andrew. "Was spenser's *View of the Present State of Ireland* Censored?: A Rreview of the Evidence." *Notes and Queries*. (1994) 41 (4): 459-463. Print.
- Holinshed, Raphael. *Holinshed's Chronicles of England, Scotland, and Ireland*. Vol. 6 *Ireland*. 1808; rpt. New York: AMS, 1965. Print.
- Leland, Thomas. *The History of Ireland from the Invasion of Henry II. with a Preliminary Discourse on the Antient State of that Kingdom*. Vol. 1. London: J. Nourse, 1773. Print.
- Lennon, Colm. *Sixteenth-Century Ireland: The Incomplete Conquest*. Dublin: Gill, 1994. Print.
- Livy. *Livy in Fourteen Volumes*. I. Books I and II. Ed. and tr. B. O. Foster. London: Heinemann, 1967.
- Moody, T. W. et al., eds. *A New History of Ireland*. III. *Early Modern Ireland 1534-1691*. Oxford: OUP, 1976. Print.
- Moody, T. W. et al. eds. *A New History of Ireland*. IX. *Maps, Genealogies, Lists: A Companion to Irish History*. Part II. Oxford: OUP, 1984. Print.

Morrison, Fynes. *History of Ireland, from the Year 1599, to 1603: With a Short Narration of the State of the Kingdom from the Year 1169. To which is Added, a Description of Ireland*, Vol. 1. Dublin, George Ewing, 1735. Print.

Spenser, Edmund. *A View of the State of Ireland Written dialogue-wise betweene Eudoxus and Irenaeus By Edmund Spenser Esq. in the yeare 1596*, James Ware, ed., *Two Histories of Ireland*. 1<sup>st</sup> pub. Dublin, 1633. Facs. Amsterdam & New York: Da Capo Press & Theatrum Orbis Terrarum, 1971. Print.

———. *A Vewe of the present state of Irelande. discoursed by way of a dialogue betweene Eudoxus and Irenius*. E. S. Eds. Edwin Greenlow, et al. *The Works of Edmund Spenser: A Variorum Edition*. Vol. 10. Baltimore: John Hopkins, 1949. Print.

———. *A View of the State of Ireland: From the First Printed Edition (1633)*. Eds. Andrew Hadfield and Willy Maley. Oxford: Blackwell, 1997. Print.

Ware, James. *Sir James Ware's History of the Bishops of the Kingdom of Ireland, and of such matter Ecclesiastical and Civil*. Tr. and rev. Walter Harris. Dublin: 1789. Print.

田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会 1991 Print.

松村超・富田虎男編『英米史辞典』研究社 2000 Print.

水野眞理訳 エドモンド・スペンサー『一五九六年、エドモンド・スペンサー氏によりユードクサスとアイリニアスの対話の形で書かれたるアイルランドの状況管見』『文学と評論』第3集第2号 2002 (37-55).

———『1596年、エドモンド・スペンサー氏によりユードクサスとアイリニアスの対話の形で書かれたるアイルランドの状況管見(2)』『英文学評論』第76集 2004 (149-81).

———『1596年、エドモンド・スペンサー氏によりユードクサスとアイリニアスの対話の形で書かれたるアイルランドの状況管見(3)』『英文学評論』第80集 2008 (37-78).

———『1596年、エドモンド・スペンサー氏によりユードクサスとアイリニアスの対話の形で書かれたるアイルランドの状況管見(4)』『英文学評論』第81集 2009 (1-39).

———『一五九六年、エドモンド・スペンサー氏によりユードクサスとアイリニアスの対話の形で書かれたるアイルランドの状況管見 (五)』『文学と評論』第3集第7号 2010 (47-66).

———『1596年、エドモンド・スペンサー氏によりユードクサスとアイリニアスの対話の形で書かれたるアイルランドの状況管見(6)』『英文学評論』第83集 2011a (1-29).

———『1596年、エドモンド・スペンサー氏によりユードクサスとアイリニアス



の対話の形で書かれたるアイルランドの状況管見 (七)』『文学と評論』第3集第8号 2011b (38-61).

—— 『1596年、エドモンド・スペンサー氏によりユードクサスとアイリニアスの対話の形で書かれたるアイルランドの状況管見 (八)』『文学と評論』第3集第8号 2011b (38-61).

山本正 『「王国」と「植民地」—— 近世イギリス帝国のなかのアイルランド』京都：思文閣 2002. Print.